

EMI-UNITY 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、株式会社 EMI-TAS が主催・運営する EMI-UNITY(以下「当会」)と、EMI-UNITY 会員(以下「会員」)の関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。当会では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総則

第 1 条(会員規約の適用)

当会は、会員との間に本規約を定め、これにより会員制サロン事業の運営を行います。また、当会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第 2 条(会員規約の変更)

当会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第 3 条(用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

1. 会員とは、EMI-UNITY 会員の総称です。
2. 書面とは、当会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当会への通知、連絡も書面と認められます。

第 2 章 入会申込等

第 4 条(入会申込)

当会への入会の申込をする方は、当会が別に定める月会費または年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当会に提出することとします。

第 5 条(入会申込の拒絶等)

当会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

1. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
3. その他、前各項に準ずる場合で、当会が入会を適当でないと判断した場合

第6条(会員の種類・入会金・月会費・年会費および特典等)

会員の種類、月会費、年会費、資格および特典は、次の各号の通りです。なお、すべての会員において入会金はありません。また、会員は月会費か年会費のどちらかを選択でき、その口数に制限はありません。表示金額は全て税抜金額とします。

(1) グループプラン会員

月会費 100,000 円 または 年会費 1,100,000 円

資格: 弊社の趣旨にご賛同とご支援いただける個人及び法人

特典: EMI Salon への無料招待(4名まで)または優待、年末お節のお届け、月1回のレジェンダリウムギフトのお届け、アーカイブ動画の無料視聴、グルメコンシェルジュの利用

(2) デュオプラン会員

月会費 50,000 円 または 年会費 550,000 円

資格: 弊社の趣旨にご賛同とご支援いただける個人及び法人

特典: EMI Salon への無料招待(2名まで)または優待、月1回のレジェンダリウムギフトのお届け、アーカイブ動画の無料視聴、グルメコンシェルジュの利用

(3) シングルプラン会員

月会費 30,000 円 または 年会費 330,000 円

資格: 弊社の趣旨にご賛同とご支援いただける個人及び法人

特典: EMI Salon への無料招待または優待、月1回のレジェンダリウムギフトのお届け、アーカイブ動画の無料視聴、グルメコンシェルジュの利用

(3) 北辰一刀流 門弟限定プラン会員

月会費 25,000 円 または 年会費 300,000 円

資格: 弊社の趣旨にご賛同とご支援いただける個人及び法人

特典: EMI Salon への無料招待または優待、月1回のレジェンダリウムギフトのお届け、アーカイブ動画の無料視聴、グルメコンシェルジュの利用

第7条(会費の支払い期日)

会員は、月末日までに翌月分または翌年分の会費を支払うこととします。

第8条(会員資格有効期限)

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

1. 会員資格有効期限は、月会費支払いを選択した会員については、月会費を支払っ

た翌月 1 日からその月末日までとします。年会費支払いを選択した会員については、年会費を支払った翌月 1 日から 1 年後の月末日までとします。

2. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次月の月会費または次年度の年会費を当会の定める方法にて入金するものとし、入金を確認され次第、有効期限が満了日より延長されるものとします。

第 3 章 入会申込記載事項の変更等

第 9 条(会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面または電磁的方法によりその旨を当会に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当会はその責を負わないものとします。

第 4 章 会員資格の喪失

第 10 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 支払期日までに会費を支払わず、当会からの支払い催促にも応じなかったとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第 11 条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を当会に届け出て退会することができます。その際、残存月会費の日割り精算や残存年会費の月割り精算などは致し兼ねます。

第 12 条(会員資格の停止・解除)

当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 月会費または年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プラ

- イバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (6) 当会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
 - (7) 本規約に違反した場合
 - (8) その他、当会が会員として不相当と判断した場合

第 13 条(抛出金品の不返還)

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第 14 条(措置)

会員資格有効期限が過ぎ、当会からの通知のあとも、当会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第 6 章 商号及び商標等の利用

第 15 条(商号及び商標等の利用)

当会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、弊社の事前の書面による承認を得る必要があります。

第 7 章 禁止行為

第 16 条(禁止行為)

1. 会員は無断で当会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。
2. 会員は、他の企業の会員に対する引き抜き行為など、社会的モラルに反する行為をおこなってはいけません。
3. その他、当会の目的を理解し、第 12 条各号に定める行為、当会の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第 8 章 情報管理

第 17 条(個人情報の保護)

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当会は、当会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとし、ます。

第 9 章 知的財産

第 18 条(知的財産の帰属)

当会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当会に帰属します。

第 19 条(知的財産の保護)

当会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第 10 章 損害賠償等

第 20 条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第 21 条(免責)

当会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第 17 条第 2 項に定める場合および当会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 11 章 残存条項

第 22 条(残存条項)

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 14 条、第 16 条から第 21 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第 12 章 その他

第 23 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 24 条(裁判管轄)

当会および会員は、当会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 25 条(規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当会が定めるものとします。

付則

この規約は 令和 6 年 4 月 30 日より施行する。